

## 「いわき市未収債権回収業務 公募型プロポーザル」に関する質問事項に対する回答

No.	質問事項	回答
1	<p>仕様書P.15(1) 委託予定債権について 委託予定債権の詳細を可能な範囲でご教示ください。</p> <p>① 生活保護費過年度分返納金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間は概ねいつ頃か</li> </ul> <p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付時期は概ねいつ頃か</li> <li>・ 償還期限未到来分の有無</li> <li>・ 連帯借受人/連帯保証人/保証人の有無</li> </ul> <p>③ 市営住宅使用料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退去済のみか、現在居住中も含むか</li> <li>・ 連帯保証人/保証人の有無</li> </ul> <p>④ 学校給食納付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間は概ねいつ頃か</li> </ul>	<p>① 生活保護費過年度分返納金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね令和3年3月から令和8年3月までのものとなる見込みです（一部それ以前のものも含まれる場合があります）。</li> </ul> <p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2、3年前のものから、20年以上前のものとなる見込みです。</li> <li>・ 償還期限未到来分があるものも含まれる見込みです。</li> <li>・ 半数程度、または、半数以上について、連帯借受人、または、連帯保証人が設定されている債権となる見込みです。</li> </ul> <p>③ 市営住宅使用料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全て退去済のものとなる見込みです。</li> <li>・ 半数程度、または、半数以上について、連帯借受人、または、連帯保証人が設定されている債権となる見込みです。</li> </ul> <p>④ 学校給食納付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね令和2年4月から令和7年3月までのものとなる見込みです（一部それ以前のもの（古いものだと20年前）も含まれる場合があります）。</li> </ul>
2	<p>仕様書 P.26(3)② 調査に関する同意書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査に関する同意書の提出は必須ですか。また、指定の様式はございますか。</li> <li>・ 提出がなくても分割納付の対応をすることは可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書の提出については、原則としているため、必須ではありません。また、様式については、本市の指定様式を用意しておりますが、協議の上で別様式とすることも可能です。</li> <li>・ 同意書の提出がなくても、分割納付の対応をいただくことは可能です。</li> </ul>
3	<p>仕様書P.26(4)③ 締め日について</p> <p>「本市の指定する日に締め」と記載がありますが、受託後に「月末」に変更することは可能でしょうか。</p>	<p>詳細については、本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。</p>
4	<p>仕様書P.26(4)③ 納入期日について</p> <p>「金融機関口座に期日を定めて納入」と記載がありますが、「翌月5営業日まで」に受託後に変更することは可能でしょうか。</p>	<p>詳細については、本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。</p>

5	仕様書P.2 6 (4) ③ 送金方法について 収納した未収金は、市の指定した金融機関口座にまとめた送金か、債権(課)ごとに分けての送金かご教示ください。	本市の指定する口座への一括送金、または、債権(課)ごとに分けての送金のいずれの方法でも可能です。
6	仕様書P.3 6 (6) ① 報告期日について 「翌月10日」を「翌月5営業日」に受託後に変更することは可能でしょうか。	詳細については、本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。
7	仕様書P.3 6 (6) ① 報告方法について 回収実績報告書は、「債権名称」がわかるように、4つの課ごとに分けて報告書を提出する形でもよろしいでしょうか。	詳細については、本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。
8	仕様書P.3 6 報告方法について 報告書の提出は、電子メールでの報告でも可能でしょうか。	可能です。ただし、当該報告書に個人情報が含まれる場合、総務省における電子政府推奨暗号リストに定められた暗号化方法を使用することが必要となります。
9	仕様書P.4 9 (3) 個人情報の受け渡しについて 「本市が指定した日時、場所及び方法」と記載がありますが、パスワード等をつけて電子メールでの受け渡しは可能でしょうか。	可能です。ただし、この場合、総務省における電子政府推奨暗号リストに定められた暗号化方法を使用することが必要となります。